第五節 幕末期の海 運

1 幕末期の上方・江戸間海運

外見上は菱垣廻船か樽廻船かの区別はつかなくなったといえよう。 廻船として雇船されていた紀州廻船の 迄の規定にかかわらず、 矛先が向けられた。 仲間の申合せ・規約なども無効となり、 るべき旨が布達され、 九店仲間の結成 株仲間の停止と そして当然のことながら、菱垣廻船の特権を表示していた、 ・樽船積荷物の義、 したがってその傘下にある菱垣廻船問屋と樽廻船問屋も停止のやむなきにいたり、「菱 然江戸・上方間の商品流通を独占していた江戸十組問屋および大坂二十四組問屋にその 幕府の物価体系の破綻に端を発した天保十二年(一八四一)十二月の株仲間 同時に従来の菱垣・樽両廻船の積荷仕法も撤廃されて、 規定これあり候処、 荷主・船主相対次第運送致すべきこと」となった。もちろん従来の廻船仲間や荷主 「天目印」も差し止められるにいたった。 ここに海運上の仕法・法規が根底から廃棄されることになった。 此度江戸問屋組合等差し止められ、 いわゆる「菱垣」も付けなくなり、また菱垣 諸品素人直売買勝手次第」 「菱垣・樽船積荷物の儀、 その意味では、少なくとも この停止 は、

た 是

当

ることとなった。

とい 江戸ないし大坂から出張することとした。 のない見込み積の場合は荷主の損失とし、 なくなると、 る危険があった。 (委託荷物) でも、 江戸 った明確な荷主仲間機関がないため、 積荷物の 特に運賃積の場合、 積 そこで天保十三年七月、 船積荷主がすでに積送りについて通知を出してある場合は江戸・ 荷と輸送に関して、 難破に際しての海損処分に当たる機関がなくなり、 従来のように荷主・ とりあえず幕府は規約を定め、仕入荷物 (注文荷物) でも見込み積 難破船の現地調査については、 その効力と適用につい しかし実際には、 問屋および廻船問屋 江戸の十組問屋なり大坂の二十四組江戸積間 ては十分な効果をあげることができず、 従来通り遠江今切湊を境にして、 の明 大坂の両損、 確な業務内容が たちまち混乱に 全く送り先 規定され おち 浯

ても同じく九店仲間が組織されることになった。 のうちの九店と、これに隷属する十三店の江戸積問屋仲間が結成された。 糾が起こり、 ところが弘化三年(一八四六)に大風波によって難破船が続発すると、 その解決の必要に迫られた。 ここにい たり再び私的な仲間団体として、 たちまちその海損 この動きに対応して、 先の大坂二十 (処理 だっ 江戸に 应 l, て の紛

品輸送業務は必ずしも円滑に運用されることがなかった。

店以外の表店 六番組· 店差配廻船 九店仲間と九 同七番組 瀬戸 鉄 大坂の九店仲間とは、 物店 同 蠟 九番組よりなる荒荷 鰹節の 塗物店 ・ 九品 堀留店 の重積荷物を取り扱う問屋商人が連合したものである。 旧二十四組江戸積問屋仲間のうち綿 明神講· (雑貨)を取り扱う問屋商人が十三店と称し、 乾物店 通町 組 安永二番組 油 紙 同三番 木綿 九店仲間に付属す 組 したが 薬種 同 Ŧ. 番 って九 砂

行司が置かれ、 おいて、二十四組問屋の廻送を一手に掌握したのである。大坂の九店仲間には一店に一名ずつ推薦された年 このようにして九店といえば荒荷(雑貨)に対する意味をもち、その九店仲間が十三店仲間を自己の傘下に この年行司のなかから一名ずつ二ヵ月ごとの輪番で仲間の事務処理にあたった。これを九店

砂 糖 この大坂の九店仲間に対応して江戸にも九店仲間が設けられた。この江戸九店は糸・油紙・ 鉄 蠟・鰹節・乾物の各間屋からなり、大坂の九店仲間と連絡して、 いわゆる九店差配廻船をその専 木綿 薬種

世話番といった。

用船と定めたのである。

店差配問屋の取り扱う荒荷をも積み入れることができた。 できるようになったということになる。したがって樽廻船には、 大坂樽廻船問屋八軒 (西田正十郎・吉田亀之助・毛馬屋五郎・小西新右衛門・柴田正治郎・木屋市蔵・木屋市三郎・伊丹 野屋利右衛門・大津屋源之助・大津屋権右衛門・富田屋儀助・富田屋吉五郎・桑名屋松治郎・顕屋大治郎・柏屋勘太郎)に る場合であっても、 これら荷主に依頼されて運送業務にたずさわる九店廻船問屋は、 つまり九店仲間差配荷物は、 西宮樽廻船問屋六軒(塩屋孫助・藤田なか・辰屋権蔵・万屋幸太郎・枡屋さき・常念常太郎)があたった。 酒荷の取扱いは禁止されていた。 もはや菱垣廻船問屋のみならず、 しかし九店差配問屋は、 樽廻船問屋もその荷物を引き受けることが 樽廻船問屋が取り扱う酒荷はもちろん、九 大坂菱垣廻船問屋九軒 たとえ樽廻船へ積み入れ (小堀屋新兵衛・

当した。

つまり九店仲間とは従来の十組問屋の機能を引き継いだものであり、

また難破船の海損処分、

すなわち荷打

・浦証文・浦仕舞などの処理も、

九店積合

(荷主) 仲間

の世

話

番が担

嘉永四年(一八五一)

の株仲間

第五章 幕末の社会 810

表 221 弘化 4年 (1847) 九 店差配廻船数

坂

法

宮

津

尾

Ħ

田

影

具

青 木

東 明

大 石

船·籍地

大

伝

西

9

鵙

灘

内

訳

堀

廻 船 数

3

1

2

2

26

2

1

19

3

1

屋新兵衛

0)

ほ

か

樽

廻

船

間

屋

である大

坂

0)

小

西

新右

衛門

柴屋又兵衛

西

正

+

木

屋

市

蔵 利

吉

野屋)

右

衛

闸 田

西

宮

0) 田

滕

田

源 郎

七·常念屋常

太郎

九店差配

廻

船

大坂 期 再 を占めている。 実数 州 0) 興 またその仕 弘化四年 九店差配 麦垣 後 稼働状況 廻 É 灘目 船 は 点は比井 六 廻 廻 九艘 船 仮菱垣 一 ~ 五. 0) 船 達廻 廻船 の 稼 浦 で 船問 あ 月 で占め 働 とか荒菱垣 0) 0) K こうして弘化三年を契機に、 灘目 九艘の 状況をみるため 代わって、 る。 0) 屋 Ŧī. ح は、 6 カ みで、 月 ħ 六艘に西 の 六九 間 建 本 7 江戸積井 ど称 来 に ţ, 九店仕建 0) たことに 他 艘 菱垣 宮・ は 0 l 弘化 荷物に て、 大坂二五 船籍を表示 今津 廻 樽 船 ts 四 0) 簡 延 年 関 廻 鳴尾. 九店: 艘、 屋 廻 Ó する輸送を責任をも 船 たる 船 九 L でも菱垣 を加えると三一艘となり、 灘 た 数 店差配廻船 仲 顕 蕳 は 目二六艘となり、 0) 屋武右 がこ が O £ī. 積 表 れまでの 荷 艘 衛 物 221 0) であ 0) (延往復回数) 運送を 船名前書帳」 って請け負うことに 江戸 毛馬屋彦 る。 灘目 弘化 + 請 で 組 け 太郎 結局 は御影 となり、 問 負 рŪ 日年に変 をとりあげてみよ 屋 9 なり、 九店差配廻船 た 辰屋 が 0) これ なっ であ 垣 九 大坂二十 廻 日

艘で

Ē.

倒

的

比 れ

0

主力

を船

別

整

理

船

K

雇

船さ

紀伊比井浦 9 江 F 1 計 69 合 (注) 但し1月より5月までの5 カ月間。 資料: 弘化 4 年「船名前書帳」 (『続海事史料叢書』5) を仕 カゝ 屋 亀之助、 塩屋藤十郎となっていて、 さら る。 から 中 だと

建てる 心 となって稼働 廻 一船問 屋 P してい 多く たことが は 樽 廻

811

0)

九

店差

配

廻

船

六

九

艘

0)

5

た。

次に

0) 間

眛

			船問	積仲間	株	て来	四年	分石	全体	の順	数	で、
新造後 年 数	乗組人員	仕 建 月	同屋が	間	休仲間	て考えて	ま	カュ	的	風	乗組	上方
年 2	16 ^人	1, 3, 4, 5	が菱垣積荷	を復活	停	み	での	<u>5</u>	には	丸	組合	
6	15	1, 2, 4, 5	程	石	止を契機に、	ると、最高	廻船が多く、	1	灘目	六〇〇石積	貝	江
4	16	1, 3, 5	荷	た	契	~	から	ŏ	0	ŏ	新	戸間
8	16	1, 3, 5	物	したもの	機	最	多	石	硘	石	造	をこ
3	13	1, 3, 5	をカ	か	15	局が	<	と	船の	積の	俊の	この
5	16	2, 3, 5	物を九店差配	ではあ	従	は八仕建	반	七〇〇石と大型化	の多いことはすでに指摘	の廻船と、	年	$\mathcal{F}_{\overline{1}}$
3	16	1, 2, 4	差	あ	従来の	仕	いぜい八、	化	Ų١	船	数	カ月間
4	16	2, 4, 5	加加	か	の悪	建(也	して	こ	٤	ない	月朗
9	16	1, 3, 5	廻船	たが、	の菱垣	(往復)	八	V,	は	東	を	に
		1, 2	M	,	•	悠		る	す	明	麦	に二回
4	16	1, 2, 3	積み	すで	樽両	75	九年	いること、	で	村此	亦	回
新造	16	4, 5	込	M	廻	ì	重		指	屋	た	上
2		2, 4	に積み込んで仕建てることが可能となった。	その	廻船	ないしそれ以上で、平均でも五、	九年までであったことがわかる。	その		東明村柴屋又左衛門所	人員・新造後の年数などを表示したのが、	以上往復し
3	16	1, 2	で	廻	の積方仕法が崩れ	れい	でな	の垂	しょ	左	から	復
		3, 5	建	船	岩	上	20	乗組人数も一六人が平	た通りであるが、	141) FF		た
新造	16	4, 5	7	0)	仕	で	た	乙	ŋ	所	表 222	た廻船
3	16	4, 5	る	主力	法が	717)].	数	でょ	有の	である。	
	15	2, 4) }	ルは	崩	均均	が	⊕ —-	める	四	める	(三四艘)
6	16	4, 5	が	は酒	れ	で	わ	六	が	四社丸一五		纏
	15	2, 4	可	造家	始め、	\$	か	人		丸	最高	3.
		2, 4	形 上	新	ره	1	\$	立立	煩石		尚	を摘
4	16	2, 4	な	所有	弘化	六	Z's	均	数	Ö	四	出
	16	2, 4	っ	0)	化	仕	5	で、	は	9	仕	出して、
3	16	1, 3	75	廻船	二年	六仕建に	ア		積石数は優に	〇〇石積	建か	,
			これが樽廻船にとっての荒	に依存	三年の九店仲間	なると思	さらにその仕建回	いずれも新造な	.一〇〇〇石を超えて	の廻船とな	は四仕建をした御影村	船 名 ・
			樽	찬	神	思	是回	新	ŏ	と	影	船
			廻	Ĩ,	間	われ	数	造	石	ts	村	船主・
			船	ざるを得ず、	の結	れる	数も年間	ない	を超	って	の変	蚁
			<u>ر</u> ح	得	成	る。	干間		心え	Ų١	納	船籍地
			2	Ť	は、		K	し新	7	る。	治	地
			ての	樽			になお	造後	五.		嘉納治作所	積
			荒	廻	菱垣		たし	至		ま た	有	石

表 222 九店差配廻船名と仕建回数(弘化4年1月~5月)

住	所	船 主	廻船問屋	船 名	船 頭	積石数
摂 津	御 影	嘉納治作	常念屋 常太郎	順風丸	作太郎	1,600
"	東明	柴屋 又左衛門	柴 屋 又兵衛	四社丸	弥 八	1, 500
大 坂	北 浜	池田屋 喜三郎	常念屋 常太郎	神宮丸	喜十郎	1,600
"	中之島	中屋 三郎兵衛	藤田源七	真力丸	秀十郎	1, 550
"	薩摩堀	西村屋 愛 助	"	大吉丸	達之助	1, 200
摂 津	御 影	嘉納治作	常念屋 常太郎	順吉丸	保太郎	1, 500
"	東 明	柴屋 又左衛門	柴 屋 又兵衛	大神丸	力 蔵	1,600
"	御 影	嘉納甚吉	塩 屋 藤十郎	嘉宝丸	秀太郎	1,600
"	"	沢田屋 重兵衛	毛馬屋 彦太郎	明宝丸	徳太郎	1,600
大 坂	安治川	小西 新右衛門	小西 新右衛門	神通丸	市三郎	1, 500
"	今 橋	松坂屋 新三郎	顕屋 武右衛門	大福丸	嘉十郎	1,600
"	淡路町	錫 屋 庄兵衛	西 田 正十郎	寿通丸	半左衛門	1, 700
"	富 島	小 西 辰之助	辰屋 利右衛門	住久丸	富十郎	1,800
"	//	"	"	住寿丸	富 蔵	1, 700
"	"	"	吉 田 亀之助	神栄丸	正太郎	1, 500
"	淡路町	西 田 正十郎	西 田 正十郎	明徳丸	正十郎	1, 700
"	下福島	木 屋 市十郎	木 屋 市十郎	住福丸	庄九郎	1,600
"	安治川	呉田屋 兵 助	吉 田 亀之助	宝暦丸	悦十郎	1,600
摂 津	御 影	嘉 納 治八郎	西 田 正十郎	嘉竜丸	半左衛門	1,600
"	"	西 田 弥平治	吉 田 亀之助	神力丸	正十郎	1, 600
"	"	沢田屋 重兵衛	"	定宮丸	徳太郎	
"	"	網屋 仁左衛門	辰屋 利右衛門	明力丸	市太郎	1, 700
"	青 木	寺田市郎右衛門	常念屋 常太郎	開運丸	吉之助	1, 500
紀 伊	比 井	平井 久右衛門	顕屋 武右衛門	大通丸	久五郎	1, 500

資料: 弘化4年「船名前書帳」(『続海事史料叢書』5)

けられることになった。 問屋仕建の場合も、 荷仕建とか仮菱垣仕建といわれる廻船運営方法である。 船主が酒造家で荒荷不足のときには、三〇〇駄に限って酒荷を積み入れる例外規定が設 長 い間の変垣・樽両廻船の積荷をめぐる海運競争のなかで、これが最後に到着した そして酒荷は積み込むことができなか った九店差配

、決策であったといえよう。

たのが表習である。 **う方針を注記している。** に対しては、 を再度確認し、 かくして九店差配廻船については、 この四五艘に限って九店定世話差配廻船とすることを定めている。 頭に対しても同様に撰積してはならないことを規定している。さらに漸次廻船が大型化してくる傾向頭に対しても同様に撰積してはならないことを規定している。さらに漸次廻船が大型化してくる傾向 今後新造や造替に際して、 新造興行や船主譲渡のときの届出方式を定め、とくに積み方は諸荷物平等の積入仕法を順守 いま安政末期における九店差配廻船四五艘のうち四〇艘の稼働廻船についてまとめ 安政六年(一八五九)に四五艘の船株が設定され、 一八〇〇石積を限度とし、できるだけ廻船の大きさを揃えようとい そして翌安政七年に、 九店仲間申合せとし 総船株四 | 五艘

年十二月に、江戸積酒造仲間たる摂泉十二郷の名で奉行所へ提出された嘆願書からその実情

樽廻船の側においても積荷をめぐり混乱の事態を招いた。

弘化二

をみてみよう。

株仲間再興

先の株仲間停止によって、

遅れや変酒の原因となって、 廻船仲間はこの荷請屋の指図を受けないで、 この段階ではすでに株仲間が停止されているため、 荷主たる酒造家の経営を圧迫している。そのため十二郷酒造仲間としては、 「自儘の積方」 従来の樽廻船問屋を「樽船荷請屋」と表現しているが、 をして適当に 「撰積」しているため、 それが

表 223 九店差配廻船一覧(1)

							表	22	3	九月	占;	Ē.	EC.	廻;	盼 -	- :	肛	(1)						
船		名	積石	5数	新進	年	月			船		主		名			神	船	頂	生	E	Ē.	江問	戸屋
/]	\堀	屋茅	折兵	:衛気	E仕る	建	(大	坂	1	变垣)														
成	光	丸	1,	石 700	嘉力	<4.	6	大	坂	折屋	HJ	小	堀屋	脏:	左律	門	半;	左律	門	讃岐	小豆	島	銭	屋
寿	光	丸	1,	800	"	5.	11			//				"			市	太	郎		//		"	
稲花	岢휭	造	1,	600	11	4.	11	大	坂	安治	Ш	近	江	量位	三兵	衛	久	治	郎	安芸的	能美	島	"	
大	星	丸	1,	900	安正	ζ4.	9	大	坂多	と堂も	i町	塩	屋	八才	育衛	門	大	=	郎	讃岐	小豆	島	"	,
寿	悦	丸	1,	900	"	3.	9	大	坂	下福	島	松	屋	宅	兵	衛	徳		助	大坂:	安治	Ш	"	
瓶	静	丸	1,	900	"	4.	11	江	戸	本石	HJ.	大	坂	配 戀	き治	郎	祖	七	郎	安芸的	能美	島	"	,
E	野	屋	則右	衛門	見定位	生英	ŧ.	大	坂	菱均	亘)													
住	光	丸	1,	800	嘉力	<4.	5	大	坂	富	島	小	西	辰	之	助	富	五.	郎	讃岐	小豆	島	銭	屋
神	護	丸	1,	800	11	3.	9	大	坂	北	浜	池	田	至 暮	ŞΞ	郎	喜	+	郎	紀伊	比	井	"	,
神	農	丸	1,	800	安正	红.	9	大	坂	本靱	町	奈	良	量 仏	三兵	衛	種	+	郎	播磨	江	島	"	,
金	吉	丸	1,	900	"	3.	11	大	坂	富	島	小	西	辰	之	助	惣		郎	讃岐	小豆	島	"	,
住	吉	丸	1,	900	11	4.	8			//				11			新	右律	們	カロ		賀	"	
釘	店	丸	1,	900	嘉力	ς6.	6			"				"			富	之	助	安芸	因ノ	島	"	,
7	ド津	屋	原之	.助5	E仕3	建	(ナ	坂	- M	麦垣)		·												
住	栄	丸	1,	800	嘉力	<6.	9	摂	津	;青	木	松	田	台左	三衛	門	源	太	郎	讃岐	小豆	島	利倉	[屋
神	辰	丸	1,	900	安正	纹3.	6	大	坂	高麗	橋	播	磨」	呈 長	三手	郎	鉄	之	助	安芸	能美	島	"	,
神	徳	丸	1,	800	11	4.	6	大	坂	天	満	綿	屋	半	兵	衛	半		六	備	後	鞆	銭	屋
大	率	丸	1,	600	"	2.	6	大	坂	久宝	: 寺	大	津力	屋 渡	之	助	徳		八	安芸	因ノ	島	利倉	[屋
7	大津	屋相	雀七	i衛F	見定位	生奏	Ł	(大	坂	菱均	亘)													talentonion o
観	晃	丸	1,	600	嘉力	<1.	5	摂	津	御	影	嘉	約	为	治	作	砂	太	郎	安芸	因ノ	島	利倉	'屋
順	風	丸	1,	600	安正	纹2.	9			//		材	木		清		1			ı			"	
神	惠	丸	1,	900	"	4.	6	大	坂	天	満	1								摂 津	神	戸	銭	屋
Ī	言田	屋	義助	定仁	上建	()	大坊	į	菱坑	亘)			******							```				
航	栄	丸	1,	900	安正	攵5.	4	摂	津	兵	庫	淡	路屋	善	右衛	戼	善	太	郎	淡路	豐	島	銭	屋
2	5 [II	IE-	十郎	定位	上建	(5	大步	į	樽)															
- •		丸			1							1								安芸			3	[屋
明	通	丸	1,	700	弘化	<u>.</u> 4.	6	摂	沣	:御	影	西	田	弥	ΞĮŽ.	治	徳	太	郎	讃岐	小豆	島	11	,

815 歴史編Ⅲ 近 世

表 223 九店差配廻船一覧(2)

					1X 		J ,	/ U /I		Lett.	ᄪ		/91-4		<u>الم</u> الا	(2)							
船	} ;	名	積石数	新造年	月			船		主		名			洧	船	頂	生		E	Ē	江 問	戸屋
		丸 丸		嘉永4. 安政4.				御本							1	+		安安安				利倉	
Ĩ	吉田	亀,	之助定任	上建(大	:歩	į	樽)								-								
	宝砂	丸丸		嘉永6. 安政1.	- 1			御本					直兵 左律		1								
Ξ	E馬	屋3	丘郎定仁	上建(大	:埗	į :	樽)																
万	宝宝	丸	1, 900	弘化4. 安政3.	11	大	坂	本	町	金	田月	起耳	首治	郎	芳	+	郎		11	,	.島	利倉	,
	通小西		1	# 4. E仕建			双櫓		而	湘田		==	兵 ——	볚	===	<i>ქ</i> 1.	似			, 		//	
住明	吉曜	丸丸	1, 800 1, 900	安政1. 〃 4.	7 11	摂大	津坂	大							1							利倉	
				上建(大			樽) ——								I			· .					
,	社力	-		安政1.		1									1			安!				利倉	
7	ト屋	市		赴(大坂	į	樽)											,			~		
住	証	丸	1, 900	安政3.	11	大	坂平	z 野	HJ.	堺	屋	庄	Ż	助	常	Ŧ.	郎	伊	豆	中	木	利倉	图
į	[]屋	藤-	十郎定仁	上建(西	i'座	í	樽)																
	宝政	丸丸	1	安政2. 嘉永5.		l	津		影	嘉	新	y	甚	吉		太八			津	御	影	利名	
J	泰田	伊:	三郎定任	上建 (西	官	ï	樽)																
,,,,,,	砂光	丸丸	į.	安政1. 〃 3.		1									1			紀摂				利益	F屋
E	夏屋	<u>Д</u> Ц	助定仕類	赴 (西宮	í	樽)																
	幸福	-	1	嘉永5. 安政3.		1							仙 fi三		与与			安紀	尹お	らた		銭利倉	屋
	資料	ł: ٢	九店差面	记廻船明	覧.	1) L	海事	史彩	媵	書。	2)												

株仲間 れまで通りに廻船は必ず荷請屋へ付船して、 の停止によって、積荷仕法に混乱をきたしている様子が露呈されている。 荷請屋の手で「平順の積方」を実施しようというわけである。

いで株仲間 ||再興後の嘉永六年 (一八五三)、 摂泉十二郷の酒造仲間 は評議のうえ、 改めて大坂 西宮 両積

問屋との間

次の諸点を確認している。

る 賃以外は一切増運賃を払ってはならない。 ほ 船 3 査に合格して極印板を受け取ったあと、さらに積所大行司に申し出てその披露を行い、 臨時に雇船をするときには、 頭・ カュ (1)菱垣廻船同様に荒荷を引き受けて、江戸積を行う樽廻船に 4)運賃の決定は、 他国より増船しようとするときには、 船宿・ 問屋連印の一札を出し、 その年の船数名前帳 船籍・船名・船齢等を積所極印元に届け出て検査を受け、 万一不正の事が露顕すれば、 樽廻船問屋中立会いのうえで見分し、 (樽廻船名前帳) を提出したうえで、これを協議し、 は 損害は連名の者で弁償する、③大坂その 酒 味醂は積み込まない、 極印元に届け出て、 そのうえで船付をす 許可されたならば 一度決めた運 (2)荷支えのた その検

分な点検のうえで「樽廻船名前帳」 このようにして十二郷酒造仲間 樽廻船として仕建てる廻船については積所極印元で吟味した。 では樽廻船を掌握し、 が提出され、 その年に稼働する樽廻船が公開されたのである。 酒荷をめぐる樽・菱垣両廻船の積荷区分を明 こうして毎年樽廻船については十 確 にし

ある。 樽廻船 幕末期の 「樽廻船名前帳」には仕建問屋別に、 四 幕末期の 慶応三年(1八六七)の五冊が残されており、 「樽廻船名前帳」は、 船主・ 現在嘉永四年・文久元年 (一八六一)・同二年・元治元年 船名·沖船頭名、 これを樽廻船問屋別に表示 場合によっては船印も明記されている した のが、 二八六 表

徳丸であった。

栄丸と明宝丸、

占め

そい る。 兵庫 H

は七艘から二

一艘で、

表 224 樽廻船問屋差配の樽廻船数

(単位: 艘)

	廻船問屋名	嘉永 4 年 (1851)	文久1年 (1861)	文久 2 年 (1862)	元治1年 (1864)	慶応 3 年 (1867)
	吉田亀之助	8	9	8	8	7
	毛馬屋五郎	5	11	8	8	8
大	木屋市蔵	5	4	6	7	3
	小西新右衛門	3	10	8	5	2
坂	西田正十郎	6	10	12	9	7
200	柴屋又兵衛	14	9	9	10	5
	小 計	41	53	51	47	32
	辰屋権蔵	7	7	9	6	5
	常念恒太郎	5				
西	藤田なか	9	11	15	14	9
	枡屋仙太郎	4	14	11	14	7
宮	万屋栄蔵	10				
Ä	塩屋平兵衛	4	1	1	1	
	小 計	39	33	36,	35	21
74707	合 計	80	86	87	82	53

しよう。

樽廻船を対象としたものであることに留意

ここでは樽廻船問屋として付船されている

店差配廻船の仕建問屋をも兼ねていたが、 ずれも弘化期以降には荒荷仕建としての九

資料:「魚崎酒造組合文書」

向屋善右衛門の正吉丸、瓜屋彦兵衛の神栄丸、 例えば文久二年の七艘は、 鍛冶屋善兵衛の住力丸、 Ш 田屋治助の神吉丸、 淡路屋善右衛門 和泉屋弥兵衛の万 .の航

頭に、 と合計六二艘となり、 船籍地は灘酒造地に集中し、 K 合でも全八○艘のうち、 表示したのが、 次に同じ樽廻船名前帳を船主・ 西宮・鳴尾・今津の各五艘を加える 表25である。 全体の実に七八%を 灘目の 嘉永四年 その船 四七艘を筆 船籍 Ò 地 主 場 別

当 六軒であったが、 一時樽廻船問屋は、

八株であったが、この時期二株は空株)、西宮に これら樽廻船問屋は、 大坂に六軒(もともとは ゆくのである。 摂津以外では紀伊比井浦、 があげられるが、 伝法・ 族のなかでも嘉納治作 船については、 積酒造地としても上灘 目されるのは御影村で、 中組の中心をなし、 めている。ここは江戸 っている。 四艘から一八艘を占 そのほかでは大坂・ 同弥兵衛の名義とな 同治郎作· 灘目のうちとくに注 池田・ 伊丹など 同作之助 いずれも摂泉十二郷に属し、 廻

船主船籍地別橋廻船数 表 225 (単位: 碘)

			衣 4	43	加工二丁	们和了	也为小件	孙型加	1900	(E	P位: 超	Ų)
船主	船籍	地	嘉永 (18	4年 51)	文久 (18	1年 61)	文久 (18	2年 62)	元治 (18	1年 64)	慶応	3年 67)
鳴		尾	5		4		4	****	5		4	
今		津	5		4		3		3		3	
西		宮	5		11		17		18		7	
灘		Ħ	47		37		33		35		27	
	/魚	崻				3		2		4		2
	御	影		24		19		18		20		18
内	石	屋		2		2		1		1		1
(東	明		6					-			
浣	大	石		9		5		4		6		4
	神	戸		4		5		5		2		1
	その)他		2		3		3		2		1
兵		庫	2		5		7		4		4	
尼		崻	2									
大		坂	9		13		12		9		4	
伝		法	1		7		7		7		3	
池		田			2		2		1			
伊		丹	ALL STATES AND ALL ST		1		1					
紀 伊	比	井	1		2							
伊 豆	下	田	2									
遠江	掛	塚	1									
江		戸					1					
不		明									1	
合	ä	†	80		86		87		82		53	
Vitestal	(P.Auto	····	1 test 20%									

資料: 『続海事史料叢書』2

なお個別的に文久二年の樽廻船八七艘の内訳を、 仕建廻船問屋別に一 覧したのが、 表別である。

伊豆下田、遠江掛塚の他国廻船もみられるが、いずれも次第に樽廻船から消えて

その船主は同時にほとんどが江戸積酒造家でもあった。

また

819

住神丸|常 八|小 沢 屋 兵 蔵|神 戸 万徳丸|吉太郎|和泉屋 弥兵衛 兵 住社丸 吉 五 郎 岸田屋 仁兵衛 伝 法 福增丸 利 干 足 秀兵衛 田村丸喜太郎田村又兵衛 " 宝寿丸 松 屋 五郎兵衛 戸 住吉丸 松 太 郎 松 屋 亦左衛門 大 松 五 郎 伊勢屋嘉右衛門 石 御影丸 吉豊丸 為 蔵堺屋庄之助大 坂 金栄丸 徳 十 郎 // 寿通丸 徳 之 助 鍵 屋 与 助 小西新右衛門仕建 重力丸重 造山路重兵衛 魚 弁財丸 伊 兵 衛 松 屋 甚右衛門 大 石 大神丸 楠 太 郎 西 田 正 十 郎 大 住星丸 善 之 助 岸田屋 仁兵衛 伝 法 柴田正治郎仕建 神祐丸 市 三 郎 11 // 住宝丸 弥 三 郎 " // 神宝丸秀 蔵赤穂屋要助 崎 神力丸 秀 之 助 角 屋 宗 五 郎 新在家 住徳丸 市右衛門 嘉納作之助 市太郎井上仁兵衛 住力丸 徳 松 鍛冶屋 善兵衛 兵 庫 定宫丸 大栄丸 松 三 郎 長 部 文 次 郎 住沢丸 常 津 八 小沢屋 善太郎 辰吉丸 天王丸 悦 五 郎 小 西 新右衛門 大 坂 亀 造 辰 吉左衛門 善 明宝丸 淡路屋善右衛門 兵 吉 西田正十郎仕建 和神丸悦 蔵伊勢屋清右衛門 F 栄竜丸松 兵衛 丸屋 新兵衛大 石 住悦丸 Æ 吉柴田正治郎大 嘉福丸 増 十 郎 嘉 納 弥 兵 衛 御 影 神吉丸 愛 造 // 嘉悦丸 米 十 郎 // 資料: 柚木 学『近世海運史の研究』 加吉丸権次郎大和屋徳蔵

九世紀初頭) に

は、

樽廻船仲間が地域ごと

結

成されるが、それぞれ大坂樽廻船中・

紀伊

の比井

浦船

高

浦の廻船を付船して

た

それが発展期の文化・文政期(一

の大型廻

· の 日 船

船持ちであり、このほ

カュ

に期

樽

|廻船の船主は大坂・伝法・西宮

御影

大石・二ッ茶屋

神戸・兵

はに

あたる明和

安永期 (一八世紀後半)

仕 船 0) 三〇~四四) に入ると、 K 伝法樽廻船中 中 建に 働きかけもあって、 運営されて および西宮の樽廻 比井樽 移 っていったのを契機に、 廻船中 Į, . 灘目樽廻船中· た。 (船問屋の差配のもと からなって それが天保期 全面: 紀州廻船は紀州 的に変垣 おり、 日高樽廻 それ以 <u>二</u>八 廻船 大

樽廻船(

の

発展

ひるがえって考えてみ

るに、

灘酒造業の台頭

丰	226	xr /1	2年	(1062)	の楢廻船-	原生
77	2.20	V V	Z II.	18621	() た風 が田 報行一	~~ 1/3 ·

西宮	樽廻	船	問屋	仕	建							加明丸					糾		次	作	御	影
船名	郍	1]	頭		船		主		船	籍丸	b	稲荷新	_			枡	屋		次	郎		宮
[形]	屋槍	一	—— 什 猫	ŧ.								嘉吉丸 伊勢丸	富徳	Ξ	郎八			"				7 7
				1					1.		-	稲神丸	総為	次	郎			"				, ,
辰 丸	1	兵		辰	至.		右律	捫	鳴	尾	E	稲荷丸	百百	1/	松松			"				,
寿栄丸	1	太			w=4	//	I. ch	a P1 F1		"		増富丸	喜	- -	郎			"				,
安全丸	į.		門				左律			//		徳栄丸		- 右律				"				,
辰悦丸	1	之		辰			左律			怪	- 10											
明宝丸		太					ξ <u> —</u>		御	最一	- 11	塩屋	是孫	助化	上建							
寿徳丸	泰		六上	炭			兵一	衛	神	戸	- 11	嘉生丸	早	太	郎	材	木	屋	孫	七	御	影
豊吉丸			古		屋	勢口	三	郎	神	戸	- 11						·-					
神吉丸住吉丸	1	-J-	蔵郎	山辰		屋権	冶	助蔵	兵西	耳室	- 11	大坂村	尊廻	船間	引屋	仕廻	È					
	!				EE.	THE		加玖	Ka		-	吉E	日亀	之即	力仕	建		-,				
藤	田伊	兵征	衛仕	:建								神力丸	7E		郎	īffi	四	7½;	SIZ	7/60	御	影
三社丸	権		八	于	足	1 ;	利	作	今	泪	Ė	神栄丸			郎	若					石	屋
観妙丸	利	+	郎	問	屋生	- 忽末	循	門	池	E	H	永栄丸	万	,^<	蔵	沢日					御	影
観応丸	利		郎			11				"			保	次	郎	嘉納			治則		1144	
辰栄丸	半		六	辰	坖.	与	左律	捫	鳴	屛	2	航栄丸	善善	太太	郎	淡晶					兵	庫
妙法丸	常		古	八	馬	喜	兵	衛	西	Έ	7	宝積丸		十	郎	古			之		大	坂
光吉丸	金		吉			11				"		住徳丸		+	郎	ш	hrd	//	~	25/1		,
伊豊丸	弥		平	四	井	増	==	郎		//	000	天祐丸		太				"			,	
嘉悦丸			郎	四	井	<u>ب</u>	信	助		"												
伊勢丸	保		造	油	屋	金	兵	衛	御	聚	1	毛馬	見屋	五月	邓仕	建						
三運丸	勢	+	郎			//				//		神栄丸	亀	之	助	瓜	屋	彦	兵	衛	兵	庫
安政丸	常		助	若	林	与	兵	衛	稗	EE	1	喜悦丸	福	太	郎	辰	昆	古	左衛	胛	西	宮
明豊丸	忠	兵	衛	藤	\mathbb{H}	伊		郎	大	埗	又	正旋丸	彦	+	郎	毛馬	馬屋	: :	彦太	郎	大	坂
好日丸	伊	右律	胛			"				"		住宝丸	秀	+	郎	木	屋	藤	九	郎	大	石
円通丸	権	之	助	藤	\mathbb{H}	伊	兵	衛	西	'īż	7	明栄丸	万		助	灘	屋	七	郎与	長衛	青	木
住栄丸	朥		六			//				//		神随丸	繁		蔵	岸E	日屋		平边	憩	伝	法
加加	屋吉	: 7/x 1	郎石	-油		-			L			正吉丸	常		六	日同	可屋	善	右衛	铜	兵	庫
				1							-	神旋丸	市	次	郎	毛馬	馬屋		Ŧi.	郎	大	坂
利吉丸	3						徳		1	£.	9	木	量市	蔵信	士建							
金光丸	-	太工		ı .		-	右律 太	-, -		11 11							n CC7	E2 -		太郎	£11.	151.
住吉丸	曲	<i>J</i> 1.	цą	供汇	ድ	(円	А	大		"		住政丸	格		蔵	八不	HEEL.	庄二	_T,	似以	17 ^F	丹

後 かけて、 は灘酒造家自身で積極的に樽廻船を新造し、 樽廻船八○艘のうち、 灘酒造家でその八○%を所有するにいたるのである。 手船をもって樽廻船の補強に努めてきた。 嘉永四年 から幕末

荒荷仕建や御城米・廻米仕建もしていたが)一艘で延べ一万樽を輸送することができる。これが八○艘あれば約八 三〇〇〇樽にも達し、 最大は一八〇〇石積もあり、 入津樽数であったことがわかる。 ○万樽の輸送力をもつことになる。 注目しなければならない。 通輸送力と商品積載能力の点では、 かに少なく、その低落ぶりがらかがえる。 それに対 か し樽廻船にしろ、 九店差配廻船は文久二年に船株四五艘と固定され、 かりに一艘で酒樽のみを積荷とし、 菱垣廻船にしろ、 つまりこの時期の大型廻船は一○○○石をはるかに超え、 廻船の大型化は一般化する傾向にあった。 事実安政四年の江戸入津樽数は七九万樽であって、 それ以前とは比較にならないほどの輸送生産性の向上がはかられた点に 幕末期ともなれば、 これを樽廻船が側面から補強していったことは前述の通りである。 一年に五往復するとすれば 廻船の大型化と仕建回数の頻繁化に伴い、 往時の菱垣廻船一六〇艘に比べ この程度になれば積載し得る酒樽 平均一六〇〇石積前後 (実際には樽仕建以外に ほぼ廻船数に適した れば はる

五郎の六名が、 のことで、兵庫津名主安田惣兵衛・藤田善右衛門 屋株取立て申請 兵庫津の江戸積問 大坂二十四組行司に対し出願したのがそれである。 にもその江戸積株を新規に取り立てられるよう要請する動きがみられた。 大坂二十四組江戸積問屋仲間 ・北風荘右衛門と、 が動揺し、 菱垣 一廻船問屋株が空株となる幕末期に、 惣代大橋克輔・石原嘉左衛門・榎並直 慶応三年三月

そ

の理由

は

兵庫津が西国街道の宿駅所であり、

諸役人の休泊御用宿ならびに人馬継立役をも勤めてきて

第五章 幕末の社会 822



写真 168 兵庫津風景(シーボルト

合致し、 掛りも に兵庫津で江戸積諸荷物を取り扱うようになれば、 り荷物口 も諸荷物江戸積仲間株が認められれば、 B かゝ かさんできているために難渋している。 らの御用荷物も兵庫津が積み替え場所になっていて、 のが節約でき、 御府内への廻着荷物も増加するというのである。 銭のなかから相応の歩合銀を徴収して、 元付値段も下落するので、 その株を商人に貸し付けて株料をとり、 そこで新規に大坂表と同様兵庫津に 公儀の物価引下げ取締りの趣旨に 臨時御用入費の備えにしたい。 瀬取費用やそのほ 何かにつけて臨時御用 かの手数料 お 0) 仕送 出 いて 理

0) が激しくなって、 由は、 人馬や川内上荷 で、兵庫津において江戸積株が免許されては、 仕込んで来なくてはならない場所柄である、 として引き受け、 は明らかである、 この兵庫津の要望に対して、 兵庫津はもともと地元で物を生産するところではなく、 ・茶船そのほか小前の者、 大坂への廻着商品が減少し、 それを御府内はじめ諸国 それに江戸廻送を業務とする荷請問屋や諸商人ならびに下職運送 大坂二十四組江戸積問屋はもちろん反対した。 日稼ぎの者にいたるまで、 へ廻送するといった仲継商売をしてい なかでも西国筋から廻着する諸荷物を たちまち商品のせり合いと値引き競争 二十四組問 屋 多くは他地方の商 同が差し支え難渋する 同渡世に差し その る 밂

主

御用宿

人馬継立て・

役船御用などまで増加している。

1,

最近はとくに人馬の継立て業務が増加し、

加えて大名役人の往来も激しく、

そのうえに最近は江戸・

大坂

障り、つまるところ「土地一体の衰徴」におちいることは必至であるというのである。

坂、 められることはなかったのである。そして近世最後の慶応三年の兵庫津に を第一に取引商売してきているところをみても、 近世を通じて、大坂が蔵米市場、 樽廻船問屋は大坂と西宮に公認されても、 たえず大坂の問屋仲間の牽制、 蔵物市場として存在したのに対し、兵庫津は民間商人の取り扱う納屋物 およびその商圏の枠から開放されることはなかった。 ついに兵庫津においてその廻船仕建ての 兵庫津は同じ大坂湾内の港町としての立地条件にあ おける江戸積問屋株取立ての要求 積所 菱垣廻船問 の特 Ď

を認 一は大 なが

2 樽 廻船 経営の実態

P

ついに大坂間屋商人の前に空しく挫折してしまったといえよう。

積船をさし、 買積船と 他人運送とは荷主から依頼されて運賃をとって積荷の輸送業務に従事する賃積船のことである。 海運経営という視点から近世海運をみた場合、 人運送への発展形態が考えられる。自己運送形態とは自己の船舶でもって積荷の売買を行う買 他の一般諸産業と同じよらに、自己運送から他

務 みが必要で、 近世において運賃積を主とした海運業が成立してゆくためには、 商 品保管業務と商品売買業務が機能的に分化し、 海上輸送はこの商業取引に付随して、安定的にその機能を果たせるものでなければならな 取引が荷主と積問屋 遠隔地間商業取引において、 荷受問屋の間で決済される仕組 商品輸送業

前者の代表的な例が北前船であり、

後者が菱垣廻船・樽廻船に典型的にみとめられる

図 57

824 第五章 幕末の社会

荷

主

者 [賃積船] (A地) 0 体元禄期 (B地) 横 送り状 (暴に対 廻 積荷 廻 揚荷 問 廻 船 沖船頭 廻 船 沖船頭 屋 0 問 船 船 して、 運賃 仕送 屋 (送り荷) 入れり 問 問 商 付船 付船 人の 荷主仲間 荷荷 屋内 屋 船 船 成長 主 È たる を物語るも 代 江 〔買積船〕 声 (A地) (B地) 問 硘 売荷 廻 0) 屋 買荷 仲 であると同時 船 船 廻 船 船主=荷主 廻 代金 代金 間 船主一荷主 間 問 か 売荷 買荷 屋 屋 積 極 図 57 商品輸送と取引形態(賃積船と買積船) 的 だ、 K 海 処理 が 廻 ら 積摂泉十二 7 廻 0) 理 P で掌握し、 あ いるにせ いえる。 れる。 上方酒 一船が 船 菱垣 から できあ さらに運賃積が成立する条件として、 Ų, 上 一輸送の をめぐる規定が法制 る場合は K 商 みら 江 人間 廻 造家 船間 よ 戸 が 郷酒 間 掌 れるように種々 9 安定化を図ろうとするものであ 屋に 0 屋 *ts* ていることが必要である。 握 V 造仲間 送り す 一の仕入れ荷物 おさらであ または間 に よる変 乗 れも江戸十 荷物 ŋ と廻 出 化され 屋間で決済され 垣 L (委託荷物)とい 船問 雑多な商 る。 廻 7 組 船 い (注文荷物)、 てい 屋と 問屋も この点で 0) たも たことが 0) 品が混載 間 0 での う違 特に る仕 海損 は

事実前 述の元禄七年 (一六九四) K おける江戸十 組 問 屋 0 成立 P 上方 江 声 間 の商 人荷物を運搬する廻 運営を十 組 そ 船 間 n 業

825

ところが後に述べる買積船として

0)

北

前

船

0

場

あげ

は江

海

難

樽

廻

は

され

菱

垣 み

組 0)

処

菱垣

9

た

運送業務はこの売買取引に付随 したがって買積船の特徴は、 の場合船主が船頭に託して積荷購入資金を融通する)にしろ、 る仕組みになっていた。 商業取引機能と運送機能とが未分化の状態にあり、 そのため船主自らが船に乗る直乗り船頭にしろ、 自己運送形態にあり、安く買って高く売るという一般商品取引が中心であって、 したものにすぎなか 2 た。 積荷の売買一切の業務はこの船 それ故にたとえ海難事故にあっても、 遠隔地間の価格差に基づい 船主が別に船頭を雇う沖船頭 て商業利潤が取得され 頭が取り仕切った。 それは荷主

でもある船主の

「船損、

荷損」

の単独海損となる。

主が負担しなければならなかったし、 ければならなかった。 賃積船と これら一 切 建てることはできず、 運賃積を主体とする菱垣廻船や樽廻船の場合は、 ?の廻船運営の業務はこの廻船問屋が取り仕切っていた。 つまり船主は積荷の集荷から船付、 その廻船は必ず仕建問屋としての業務を専業とする廻船問屋 荷主側からも安定した海上輸送を確保する方策が採られた。 仕建業務にいたるまでを、すべて廻船問屋に 廻船を所有する船主は自己の一存で しかし海難事故による損害は結 へ付船しな 廻船を仕 委託

する下り酒の場合は、 蓄積利潤 として廻船問屋に付船してゆく形態で、 た。 このように荷主側で海上輸送に責任を負い、その輸送体制を強化してゆく方法として次の二つの形態が 第 のなかからあえて銀八○貫目から一○○貫目を投じ、 は 荷主たとえば酒荷の場合なら酒造家自身が手船を持って船主となり、 特に輸送部門の強化が生産部門と並んで重要な投資対象であったからであろう。 いわば荷主の直接的支配形態である。 廻船を新造・購入するのも、 荷主としての酒造家が、 その廻船を樽廻船 江戸積を本命と その 仕 あ

第二は、

廻船の建造費や廻船仕建の資金の一部を荷主同士で共同出資して負担する方法である。

これが廻

みると、 樽廻船に資金援助し、 船 て廻船加入することで、 加入とよばれるもので、 先の樽廻船の直接的支配形態に対し、 あわせて酒荷輸送のために確実な船腹を確保してゆこうとするもので、 たとえば荷主が酒造家の場合は、共同して樽廻船を新造し、 「加入」とは単なる参加ではなくて、資本参加することを意味していた。 これは間接的な支配形態ないし加入形態とよぶことができよ 同業者の必要とする 酒造家側 したが

ځ_。

取られるべき措置であった。 参加した。 問屋仲間の「荷主共手船定雇」とか このような荷主による廻船支配の形態は、 それも海損を荷主側が一方的に負担しなければならないという、 「十組問屋共有船」の形をとって、 樽廻船に限ったものではなく、 江戸問屋商人が廻船支配に積極的 当時の運賃積の実情では、 菱垣廻船の場合でも、 江戸 十組

廻船加入 の二類型 さて廻船加入にも、 って例示してみよう (図58・59)。 ①徳用配分型と②年賦償還型の二類型があった。 これを廻船加入証文によ

(6)配当割賦する、 は 船主が勝手に ①徳用配分型は、 その時 加入歩方に応じて出銀するの三点が基本骨子となっているが、 の廻船の時価に応じて受け取る、 (2)もし買積のときには、 廻船を売却 次の点に特徴がみられる。 したり質物に差し入れたりしてはならない、 定運賃をもって勘定する、 (5)損銀のときにはその損銀額を加入歩方に応じて負担する、 (1)加入歩方銀に対して、 (3)作事 (修理修復)・船具類の購入のとき さらに(4)加入銀の返済を請求したとき 毎年徳用銀をその加入歩方に応じて などを取り決め た証文もある。

また②年賦償還型については、 (1)加入歩方銀は年五朱(五%)の利息で一○カ年賦返済とする、 (2) その 一

カ

廻船 加入証文之事

千七百石積 但し惣乗出し儘嘉悦丸一六郎乗

代銀百六拾五貫目也

候所実正也、然ル上は年五朱之利足相立、 右は手船嘉悦丸へ銀壱貫目御加入被成下、 拾ヶ年分合 慥ニ請取申

ある。

(4)作事の年には返済を見送るとしているものも

りであっても「定積」として一仕建に二○駄ず

つは積み入れる、

の三点を骨子とするが、

他に

積方之儀は何程荷糶ニても、 匁五分宛毎年積限運賃ニて御差引可被成下候、 弐百七拾五匁、 より申年迄拾ヶ年賦返済ニ相立、壱ヶ年ニ銀百弐拾七 元利合壱〆弐百七拾五匁也、 弐拾太ツ、無相違積入可 此銀亥年 御手酒

上之儀は可為御法候、 尤為登作事年は引方御見送り可被下候、 為後日之廻船加入証文仍て如件、 勿論海

ば、

①徳用配分型であるが、

大体において天保

た証文が残っている。

これは前掲の類型でいえ

丹酒造家の紙屋八左衛門が一歩 (二〇%) 加入し

申候、

文久弐年戌十月

藤田屋伊兵衛問屋 印

船 四主

井 屋 信助

印

守屋新兵衛殿

58 廻 船 加 入 証

図 文 (徳用配分型)

〇石積の相生丸)

の新造代銀二五貫目に対し、

伊

九 (一七三四) 年に、西宮の座古屋万三郎船(九五

廻船加入証文のもっとも古いものは、

享保十

られ なってい てゆくのは幕末期で、 期以前まではこの形態が支配的であったと考え る。 それが②年賦償還型の廻船加入に移 特に安政期以降に顕著に

この点について、 安政五年 (一八五八) 一

月

Ó

第五章 幕末の社会 年の返済額は、

毎年運賃銀をもって差し引き決

済する、

(3)手酒の積方について、い

かほど荷ぜ

嘉納治兵衛殿

廻船加入証文之事

千三百石積 新艘廻船壱艘

但し諸道具一式乗出し

右之廻船へ貴殿より弐厘五毛御加入被下候、此度銀子 代金四拾八貫目也

然ル上は年々勘定仕、徳用銀加入ニ応じ無相違割符可 壱貫弐百匁慥請取申処実正也、 則加入帳面二相記置候

仕候、相互買積いたし候ハ、定運賃ヲ以勘定可致候

し出銀可被下候、為後日之加入証文仍て如件 尤も作事諸道具仕入等之儀ハ其節相断、 是又加入二応

文化五年辰十一月

小西屋忠兵衛

証人問屋 船預り主

> 平 ĘΠ

> > かで、

廻船加入形態も、

それまでの単なる共同

を背景に、荷ぜり現象がはげしくなってゆくな

加えて菱垣廻船の没落

出資型の①徳用配分型から、

むしろ一仕建ごと

末広丸 運丸

印

船加入 廻

図 59 証 文 (年賦償還型) 対応するものであろう。これからみると、天保 による廻船総数の減少という幕末期の海運事情 の積荷区分がなくなり、 十二年 (一八四一) の株仲間停止を契機に両廻船 仕建ごとに二○駄の「定積」を認めているのと せている。これは前掲②年賦償還型の場合でも る荷主に、 船として付船している船主や、廻船加入してい

ったものと考えられる。 「定積」を保証する②年賦償還型に移ってい 高を一一一○駄として、そのうち八○○駄は摂 「新酒番船積方申合書」によると、一艘の積荷

り付けるが、残り三○○駄はとくに手船を樽廻 泉十二郷の各郷平等の積方の原則に基づいて割

優先的に割り付けることを申し合わ

829

郷での各郷平等の積方の原則をはじめとする申合せなどに従わなければならない。そして荷主より運賃を徴 か仕建問屋ともいわれた。集めた荷を手船もしくは船主から付けられた付船に積む。その時積荷は摂泉十二 樽廻船経営 を集めて廻船仕建業務を行うのが、大坂伝法八軒・西宮六軒の樽廻船間屋である。 樽廻船経営を考えるために、まずその輸送と取引の流れを整理してみよう。 荷主からの 積問 積荷

業務を請け負ったのが江戸樽廻船問屋三軒で、樽廻船問屋は上方・江戸間での十分な連繫のもとに運営され 無事江戸へ到着した積荷は、 品川沖から瀬取船で新川下り酒問屋の蔵に納められたが、 その瀕取と水揚の

下り酒問屋は、この到着した荷を販売して代金を荷主に送る。

運営や積荷たる酒荷運賃は、 たとえ荷主としての酒造家が船主として樽廻船を所有していたとしても、 仕建の権利を有する廻船問屋が上方と江戸とに介在して輸送業務に従事する形で成立していた。したがって、 に出帆することは許されず、 このような廻船積荷仕法や廻船仕建定法が仲間法規として確立してくるのが宝暦から明和 このようにして、下り酒の流通機構は、酒造家としての荷主とその酒荷を販売する酒問屋との間に、 この荷主連合としての摂泉十二郷酒造家仲間の規制のもとにお 廻船は必ず廻船問屋へ付船しなければならなかった。それでいて樽廻船全体の その手船に手酒を積み込んで勝手 か ・安永期にかけ れてい

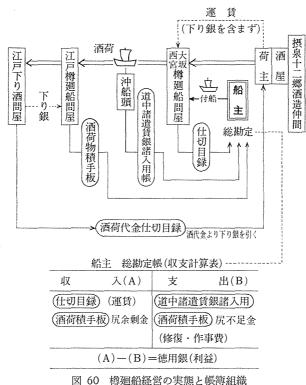
第五章 幕末の社会

てであり、これら仲間法規の確立を前提に、運賃積仕法も定着してゆくのである。

このように船主と荷主と廻船問屋と酒問屋が、

それぞれ機能的に分化し、

しかも仲間仕法として一貫性を



ある。 尻 用に

これらを実態に即してみて

さらには

廻船の修理費などで

力;

こかわる「下り銀」の過不足

送付先での回送その他に要する費

船問屋を通じて入ってくる運賃収

廻船の運航に必要な諸経費、

みよう。 ず依頼された積荷の運賃を荷主か され 船問屋に権限としてその業務が任 まず廻船の運営という面では ていた。 そこで廻 紀問屋 は ま

にあてる「下り銀」(一〇駄につき この運賃は 部江戸での流 通費

ら徴収する。

買積船とは異なる運賃積の廻船経営の特色がみられ

もってくるところに、 廻船経営の収支計算は、 た樽廻船経営の実態を史料にそくして整理し、 船主のもとで「惣勘定帳」 図示したのが K よってなされる。 図60である。 その内容の主なものは、 樽廻船の経営主体は船主

であり、

歴史編Ⅱ 近 世



板」(表紙)

「藤田常之助船荷物積手

写真 169

切目録」である。

問屋口銭は五七○匁で、 これが樽廻船問屋の収入となる。

分に引き上げられている。

樽廻船

一艘の積荷高

__ ∄.

駄につき銀二匁と規定されていたが、

0)

ち銀三匁八

なお問屋口銭は安永四年 (一七七五) には酒荷一〇

○○駄とすれば、

賃銀なども加えたものが「道中諸遣賃銀諸入用帳」で、もちろん船主が惣勘定帳のなかで決済する。 の主なものは、 「道中諸遣帳」は上方から江戸までの海上輸送途上に要した費用で、実際には沖船頭が記帳し、 船頭・水主などの乗組員の食費と寄港地での宿賃、 付船の祝儀、 神社 への初穂料などである。 それに水主 道中遣

費用にあてられた。 き銀一匁)、 を酒問屋へ蔵入れする。 に託す積手板 (一種の船荷証券)である。これを受け取った江戸の樽廻船問屋ではこれを点検したうえで、 船荷物積手板」 取次料(一〇駄につき銀一分)などである。これらの諸費用が問屋より受け取る下り銀より多いとき 具体的には樽代(樽を取りかえる)、樽痛み、 は、 それと同時に廻船問屋は酒問屋より「下り銀」を受け取り、 廻船問屋が酒荷の銘柄、 荷主とその送り先 問屋口銭 (酒問屋)、 (江戸樽廻船問屋の口銭で、 駄数、 下り銀を明記して船頭 これは蔵前改めなどの 一〇駄につ 酒 荷

廻船問屋自身の手数料としての問屋口銭と小廻 銀一〇匁)を差し引いたものである。 このなか カン し賃 6

細書が などが差し引かれて船主に手渡された。 「仕切状」 で、 年間の決済をしたのが この収支明

832

れてい

る

VC は 惣勘定帳では 応 沖船頭が立て替えて、 「江戸手板尻不足」として支出項目に、 帰国後に船主より受け取っ 船頭の手元に残金があれば た。 このように船頭支払超過のときには、 「江戸手板尻受取」 船主

て収入項目に記載された。

それに江戸樽廻船問屋が沖船頭に託して手渡される「船荷物積手板」によって、 以上をまとめると、 この正味徳用銀が船主の純利益であるが、 徳用銀 そこから廻船小道具購入費や修繕・諸入用などの雑費を差し引いて、 (利益) が算出される仕組みになってい 船主は廻船問屋より受け取る「仕切目録」と、 もし廻船加入契約があれば、 た。 船主は一ヵ年とか二、 沖船頭よりの 三年分をまとめて、 当該期間 この中から加入歩方に応じて 一仕建ごとの収支計算が 「道中諸遺賃銀諸入用帳」、 の正味徳用銀を算定 徳用銀を 15

経営への進出にも目覚ましいものがあった。 と船頭・水主 本嘉納家の持船 御影村の有力江戸積酒造家である嘉納一統のうち、 天保年間には一○蔵の酒造蔵をもって酒造経営を行うと同時に、 本嘉納家にあたる嘉納治郎右衛門 廻船をも所有 樽

は

利益が

配分された。

作 L よれ て、 などの名義で廻船を所有し、 ただその場合、 ば、 嘉 順 丸 樽廻船八○艘のうち、 嘉正丸の二艘、 本家治郎右衛門は経営主体を専ら酒 嘉納弥兵衛持船としては嘉通丸、 海運業にも活躍してい 嘉納治作持船は住徳丸、 た。 造部門におき、 嘉明丸、 たとえば嘉永四年 弁才丸の二艘が樽廻船稼働船として登録 歓光丸、 輸送部門はその分家筋にあたる嘉納 嘉納丸の四艘、 二八五二 0) 「樽廻船名前 嘉納甚吉持船と 帳 治

表 227 嘉納治作船の乗組員とその出身地

12 4		9n	UML 1 UPH	エモルはマン。	水加 以 C	- C 07 LL	171 AE
役 4	ä	氏	名	年齢	出	身	地
沖船頭	頁	安	蔵	46	安芸因	島三ツ	庄村
楫耳	又	直見	兵衛	43	安芸因	島椋浦	
水三	È	竹边	た郎	28	安芸因	島三ツ	庄村
"		伊罗	英衛	28		"	
"		音	蔵	26		//	
//		定	吉	26	出雲美	保関	
"		音	1/F	30	安芸因	島椋浦	
"		喜作		22	安芸因	島土生	浦
"		亀	蔵	23	安芸因	島三ツ	庄村
"		安县	長衛	30	安芸瀬	戸田島	中松村
"		伊勢	內吉	26	安芸因	島鏡浦	
//		次县	5衛	30	長門下	関	
"		由	蔵	24	安芸因	島三ツ	庄村
炊		松	蔵	14	安芸因	島鏡浦	
賄		岩	松				
		林	蔵				

資料: 『臼井家文書』上巻(『浦賀奉行所史料』1)

尺五寸、

実積石数二三〇〇石の大型廻船で、

船長五丈一尺五寸、

船幅三丈一尺、深さ一丈

その建造費も実に八五〇両という当時として

(一八四八) 九月二十五日に箱館登りのときに入港していることが確認される。 水屋 の 「諸国御客船帳」

まま伊豆の下田湊へたどりついた記録が残されている。 鰹節などの荒荷を積み込み、江戸へ廻送中のところ、 (おそらく歓光丸と思われる)が、 嘉永五年十一月八日に酒 それによれば、 同月十四日志摩大王崎で難船し、 乗組員は沖船頭以下一六人、 をはじめ 水 荷打ちをしてそ 油 綿 藍 沖 玉

工・大松屋武兵衛によって建造された菱垣

た慶応三年(一八六七)

には兵庫

Ö

船

の歓晃丸も嘉納治作の持船で、その規模

は

出身

と年 大 頭

齢が明らかとなったものである。

沖船頭

楫取と炊以外は、大体二二歳から三○歳までの若者で占め

積荷を不正売却したかどで取調べを受け、

保蔵

(安蔵)

は安芸因島出身であり、

そのほか判明する乗組員の出身地

は

表別の通りであるが船頭と同

さて、

嘉納治作の持船

持船であるが、

石見浜

田外

j

浦

の廻

船間 嘉永元年

屋清

によると、

さらに次に述べる亀徳丸は直接本嘉納家

Ó

注目された大型船であった。

島出身者が多い。

これは荷打ちで下田湊へ入港したとき、

そこでまず亀徳丸の新造

・作事修復を一覧したのが、

表別である。

天保十四年にこの千二百石積

廻船が

出

0) n 菱垣廻船歓晃丸の場合は一七人乗りで沖船頭は砂太郎とい てい 沖 船 頭や水 る。 また一 主は、 般に乗組員は船 安芸因島・ 瀬戸 頭と同 田や鞆など、 村 ない し近隣居住者で占められてい 瀬戸内海地域の出身者が多かったことがわか V; る例が多く、 樽廻船や る。 なお Ŀ 方 前 廻 船 述

やはり安芸因島出身であった。

ともよばれ、 とか北前船では とである。 役名としての沖 楫取は北前船でいう表仕のことで、 炊は見習水夫で、 「知工」とよばれ、 船頭 は 船主によって雇われたもので、 炊事・掃除など一切の雑務を担当し、 船内の会計事務を担当した。 水路および航海に関する任務担当者である。 航海上また取引上の それ以外の水主は一般乗組員で 船内での最年少者であった。 一切の責任をも 賄 は 2 た船 岡 廻り 長 のこ

作事をして安政二年四月から万延元年三月までは樽廻船として運賃積を行っている。こうして前半は買積 買積船として活躍し、 作事と稼働状況 亀徳丸の新造・ 後半は樽廻船仕建となって運賃積の廻船経営を行っている点で注目される。 亀徳丸の稼働期間 しかもそのコースも西廻りのみならず、 七年間である。 は、 そのうち天保十四年五月より嘉永七年九月までは松前 天保十四年の新造より、 主として東廻り航路をとってい 万延元年 (一八六〇) 三月の破船に る。 ____ ŀ その後 フ 1, たる

永三年に松前登りの節難船し、 帆できるまでに要した作事道具代は合計銀七五貫目余である。 根本的な大作事を行っている。 ここから新しく廻船経営が この七ヵ年間にあげ た廻 船 徳 始まる。 崩 銀総計は その後嘉 表

229 (1) 嘉 永三年の作事は五月六日 に示したように六五貫匁余であるので、 の釿初めから六月二十日の船卸しまで約一カ月半を要し、 差引き約一○貫匁が未償還のままとなる。 作事に要した費用

表 228 嘉納治郎右衛門手船亀徳丸の新造・作事修復一覧

年 月	代 銀	備考
天保14年 4 月	50. 993. 27	1,200石積新乗出し1帆 (元直は46貫720匁,不足道具作事入用)
	24. 414. 83 75. 408. 10	登せ作事道具代
	75, 408, 10	合 計
嘉永3年5月	38. 376. 03	元船小直し造替代(松前行の節難船のため) 棟梁 安右衛門 5月6日 釿 初 航長さ 4丈3尺 5月18日 航 鋸 深 さ 7尺2寸 6月11日 筒 立 腰 当 2丈2尺9寸 6月20日 船 卸
嘉永 7 年10月 と 2 年 4 月	79. 275. 54 16. 909. 30 5. 508. 50 1. 161. 58 10. 525. 11 113. 380. 03 752. 84 112. 627. 19 15. 000. 00 127. 627. 19	諸材木代・大工木引・諸釘・錺代その他
万延元年3月		越後城米積のため江戸より東廻りの途中松前にて破船

資料: 天保13年「亀徳丸勘定帳」(「本嘉納家文書」)

計上できないままの赤字 投下資本は未回収のまま、 造後一一年経過)になって 経営となっている。 達したが、結局徳用銀を ほぼ収支相償なう状態に の徳用銀をあげているの 交易によって四八貫目余 の四カ年間に松前・択捉 年十月の阿波塩仕建まで 銀をみてみると、 迫られたことになる。 さらに新たな追加投資を 三八貫匁余である。 ところが 嘉永七年 (新 その後、表22(1)の徳用 この段階でようやく 、嘉永七 先の

第五節 幕末期の海運

表 229 亀徳丸の稼働状況と徳用銀(1)

	仕 建	年 月		行	先	正味徳用銀
	天保14年 5 〃 12月上			松前行		費 匁 9.073.25
	天保15年1 // 5月19	月28日出帆		庄内行		632.41
	天保15年 5 弘化 2 年 3	月27日出帆 月27日勘定		択捉		6, 308, 87
第	弘化2年4 〃 4年2〕	月出帆 月		松前・択捉 3 建運賃	・根室・場所	34. 054. 78
I	弘化4年4 1 5年2	月18日出帆 月23日登り		南部七戸・	松前・択捉	30, 619, 26
	嘉永1年6	月登り(初建)		松前行		1. 597. 28
期	嘉永1年2			松前行		△6. 343. 91
OF ADVICE AND ADDRESS OF THE PARTY.	嘉永 1 年11	月	and the second	江戸下り 仙台行 仙台行并に	江戸登り	2. 967. 38 3. 335. 63 2. 233. 54
	嘉永2年5 // 3年3	月出帆 月登り			の節, 難渋に , 船主無事	△19.016.36
				7ヵ年合計		65. 462. 13
	嘉永3年6	月25日出帆		松前行		3, 749, 09
	嘉永3年10 〃4年4	月18日出帆 月19日江戸登	b	酒荷物江戸 古買積	下し, 南部宮	1, 862, 25
	嘉永4年5	月		松前・箱館	より択捉	517. 33
	嘉永5年			択捉・箱館 廻り	より秋登り東	20, 363, 21
第	嘉永6年4	月		ヤムクシナ	イ	(3, 335, 79)
邦	<i>"</i> 6,	月		択捉より越	後新潟商内	(4. 992, 90)
I	// 10	月		越後新潟よ まで米買積	り松前・箱館	(11, 109, 05)
期	// 11 _.	月		松前・箱館 り江戸にて にて売物差	にて買入東廻 売物并に兵庫 引勘定 計より諸入用	(19. 550. 25)
				・追甲道走	:51	21, 939, 16
	嘉永7年10			阿波塩仕建		△905.42
	嘉永7年2	月27日出帆 月15日登り		松前行		980, 58
				4 カ年合計	•	48, 506, 20

8₃₇ 歴史編Ⅲ 近 世

表 229 亀徳丸の稼働状況と徳用銀(2)

	仕 建 年 月	仕建の種類	徳 用 銀	正味徳用銀
	安政2年4月	樽廻船仕建	質 匁 5.235.29	貫 匁
	// 5月	"	4. 104. 02	
	〃 7月	"	2, 484, 17	
	// 9月	//	1, 839, 93	
	// 12月	//	4, 084, 21	
	安政3年2月	〃 (古酒積切建)	3. 449. 78	20. 137. 00
	安政3年?	柳原様御城米積 (今町積・西海江戸)	14. 930. 55	
	〃 7月	樽廻船仕建	3. 303. 92	
-	〃 8月	"	3. 273. 91	
	〃 10月	"	1. 270. 16	
第	〃 12月	"	3, 306, 54	
ļ	安政4年2月	金岡様御城米積	4. 329. 75	
		手酒運賃*	2. 590. 00	30, 876, 44
	安政4年4月	樽廻船仕建	1.441.66	
III	// 6月	"	787. 13	
ш	〃 9月	"	4. 346. 91	
	〃 11月	兵庫城米積	2. 122. 53	
		手酒運賃・増運賃**	12.678.70	12, 121, 94
	安政5年2月	荒荷仕建	2, 904, 60	
期	// 4月	樽廻船仕建および南 部御廻米,東廻り	9. 058. 44	
	〃 10月	樽廻船仕建	△1. 263. 22	
	〃 11月	"	2. 906. 38	
	安政6年1月	// (難事)	5. 545. 58	18, 035, 28
	安政6年4月	越後新潟御城米積	14,070.04	14.070.04
ĺ	安政 6 年10月	樽廻船仕建	2, 279, 97	
	安政7年1月	〃 (番船仕建)	1. 559. 38	
	万延元年3月	"	△294.80	
	3 月	越後御城米積みのた め江戸より東廻りの 途中松前にて破船	△7. 852, 03	△4, 624, 23
	r . he rink the in			
	5 カ年正味徳用		5010 5計 選供 セトス8 4 株計	90.616.47

(注) *10月建660駄・12月建850駄の手酒運質 **手酒919.5駄運賃および外様増運賃。 △は損失。 資料:「本嘉納家文書」

第五章 幕末の社会 838

収	入	支	出
項目	金 額	項目	金 額
灘酒 1, 279 駄運賃 大坂 100 駄差引正味	世 匁 9.091.13 760	水主賃銀, 飯米他 道中諸入用, 瀕取茶船賃 問屋庭仕舞 小廻し賃, 諸仕入物	月 知 1.995.42 1.608.77 391.30 1.771.43
合 計	9, 851, 13	合 計	5. 766. 92

船を建造したということであり、

れている点に注目しよう。

これは新たに一二七貫目を投入して

それは天保十四年

の買積船の

新

樽廻

船

仕

ること

米

表 230 亀徳丸の樽仕建勘定(安政2年12月)

差引徳用銀 4 貫84匁21

0)

東廻り松前

択捉への買積船経営から樽廻船仕

建

の転換が

15

て稼働している。

こうした元船

の解体による新造船の建造後、

従来

そして安政二年四月以降

は

表29(2)に示したように、

樽廻船とし

資料:「本嘉納家文書」

あたってい

そのうち安政三年の今町

(越後直江津)

積御城

米仕 輸

送

建

0)

時

は 西 廻

ŋ る。

就路をとり、

それ以外の越後新潟積

の場合に

は

東

硘

航路をとってい

る

運送を義務づけられていたが、 が 費七五貫目とは比較できないほどの投資であっ わ 樽廻船亀徳丸 廻船経営 か る。 当時こうした大型廻船は、 建のそれで、 表別(2)に示した亀徳丸第=期の活躍は、 亀徳丸も例外ではなく、 着実に徳用銀を上げ始め 幕府 から年に 一度は御城 城米の 7

から安政二年 ていることによって判明する の船を解体 四月までで、 元船より持来り諸道具代」として一五貫目を計上 新たに銀一二七貫余を投入して新造船を建造して 約半年を要してい (表 228)。 この建造期間 が嘉永七年十月

839

230 亀徳丸勘定帳のなかから整理して、 である。 この樽廻船経営としての見地から、 このときの徳用銀は銀四貫匁余であった。 前述「樽廻船経営と帳簿組織」で示した図60によって整理したのが、 安政二年十二月の樽廻船仕建による徳用銀が算出されてくる過程を、 こうして安政二年四月より万延元年三月までの Ŧ. カ年 表

そして万延元年三月、 いったん樽廻船仕建として江戸へ酒荷を廻送し、その後越後御城米輸送のため、 そ

その正味徳用銀も平均一八貫を計上している。

間

は、

年平均五仕建の稼働を続け、

のまま北上して東廻りで航行の途中、 松前沖にて遭難、 破船するにいたるのである。

は補修費にかなりまとまった追加投資が必要となる。 資を必要とし、さらにこれを維持してゆくためにも多額の作事費・維持費がかかり、そのうえ難船の場合に 替え費用一二七貫匁余の投下資本は完全に償還できないまま、 安政二年からこの時までの五ヵ年間の正味徳用銀は銀九○貫匁余となるが、嘉永七年の樽廻船への新造建 般に廻船経営における収益率は、 かなり高いものであるが、 しかも最悪の場合、 再び破船の浮き目にあったことになる。 廻船の新建造費には莫大な固定資本への投 破船の危機にもさらされることを

所持し、 の上からも、 それ故にこそ、 下り酒の輸送体制を支援しなければならなかったのであり、 廻船経営における共同出資としての廻船加入の形態を生み出していったのであろう。 それを必要とする酒造家すなわち荷主の側で、 海上輸送の円滑化のために積 他面海上輸送によって生ずる危険分散 極 的 K 廻 船

考慮してみると、

廻船経営も決して安定したものではなかったことが理解できよう。

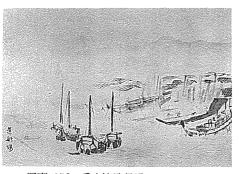


写真 170 兵庫津造船場(岩林秀岳画)

神戸村浜の船 0) 木造船の船底防護には、 ため の工事場を船たで場 当時普通には直接底を焼いて、 (船焼き場) と呼んでい て、 兵庫西出浜でも行われていたが、 船虫や腐食から船体を守っ た。 そ 廻

3

海上交通の諸相

船の多くは讃岐や備後の辺りまで出かけて実施していたという。

神戸村の網屋吉兵衛は、 そうした遠隔地へ出向く不便を解消するため、 ろん、 に着目して、 そこに 新しく船たで 場を建設する計画をたて、 (一八五四) 閏七月代官所に出願した。これによって、 地元の神戸村も稼ぎ場が増えることになるとして積極的に支援し 生田川 の河口西側に堆 廻船所有者はもち 積 嘉永七年 した洲浜

しかしこの時の平焼きの方法では、不十分な点が残るとわかって、輪うち西田源十郎船の初焼きを実施した。いう。翌安政二年(一八五五)三月工事は完了し、同二十八日幕府備船のう設計で、船たで場の広さは東西六○間・南北五五~三○間であったと

堆積洲浜の内側に船入場を建設し、船を導入して底焼きを行うとい

郎兵衛の持ち船で試し焼きを行って成功したという。冥加銀は年一〇〇木焼きの方法に改めることになり、同九月その工事も終了し、神戸村五人かしこの時の平焼きの方法では、不十分な点が残るとわかって、輪

匁と定められたが、 吉兵衛は、 幕府備船のたで場としての指定や、 付近に同様な船たで場を認可しない よう

申請している。

もあり、結局この船たで場が利用されることになったという。 八六六)、 兵庫に碇泊中の 幕府軍艦黒龍丸の修理問題が 起こったときは、 兵庫来迎寺前の 船入り水路が (一八六四) 幕府が海軍操練所をこの洲浜一帯に設置した際、その一部に接収されてしまった。 ックに想定されたが、 吉兵衛は私財をもってこの工事に努力したが、後には資金が尽き、 船入りを工事期間中塞ぐことは日常の船稼ぎに支障をきたすので、 神戸村が引き継いでいたが、 地元からの陳情 元治元年 仮

遭難と漂流 荷物の上には覆いがあるが、浸水も多く、積荷を投棄することもしばしば行われたし、 舵がきかなくなると、転覆を避けるために帆柱を切り倒さざるをえなかったという。 帆は主柱一本以外は補助的な小帆があるだけという和船である。 上方江戸間を航行していた樽廻船や菱垣廻船は、 船倉上部に甲板がなく、 したがって激しい風雨にあ 舵は木製で大型、 舵や帆を失うと 舵は破損しや

きたとしても、 当時ではいったん遭難して外国へ漂着したり、 まず厳重な取調べを受けなければならず、 外国船に救助されたりすると、 場合によっては、 軟禁されたまま帰郷できないこ 何年か苦労を重ね 玉

漂流するしかなく、

遭難や漂流も多かった。

の土を踏みキリ ともあった。これは周知のように、幕府が日本人の海外への渡航やキリスト教を禁止していたためで、 Ż ト 教徒に接触した漂流者というのは、 とにかく法にふれたものとして入牢のうえ、 取調 外国

を受けなければならなかった。

842 第五章 幕末の社会

1)

=2

ル

١,

ず、

それが届くのを約

一年待ち暮らした。

御影村 納屋 市 は文化七年 (一八一〇) 十二月、 域に関係する遭難船のうち から、 紀伊半島沖で遭難した御影村嘉納屋重兵衛の持ち船 外交問題と係わった例を二つとりあげてみよう。 歓 9

半数以上の九人が寒さと飢えで死亡したとい 覆の方は免れたが、 帆をあげてい 力 0 は脱したが、 に漂着している。 例である。 れて操舵不能となり、 その時 身柄の処置については、 る 出 歓喜丸は千六百石積みの樽廻船で、 航の際は通常のごとく酒 途中紀伊大島へ寄港し、 冬のカムチャツカの自然は厳しく、それから上陸して人家を探しあてるまでの六日 自航力を失ってしまった。 沈没を避けるため積荷の一部を投棄し、 遠く離れたヨ ・砂糖などを積み込んで、 十二月五日大島を出航した後暴風雨にあって遭難した。 5 そして漂流することおよそ三ヵ月、 乗組員は一六人、上方~江戸間に就航してい 口 ì シア人と接触できた残り七人は、 口 ッパにある首都から政府の指令を受けなければ つい 文化七年十一月二十二日、 には帆柱も切り倒してしまっ はるか北方の 幸い保護をうけて危険 江戸 カ まず舵が たので転 向けて なら 間 + ĸ

結果、 事件が 1 い ٠ ځ 。 ッ クへ送られてきたのである。 0) 間 ちょうどそこへ、この歓喜丸の漂流者与茂吉らが、 E 起こるのである(文化八年六月)。 本側との折衝のためには、 はディアナ号に与茂吉ら六人とほかに五郎次も収容、 測量目的で航海中のロシ 漂流民送還の名目をたてるのがよいと考え、 行はこの時、 副長のリコルドは、 ア軍艦デ ィアナ号艦長ゴロ 凍傷でまた一人が倒れ、 政府の送還指示によって、 いったんオホーツクに引き返し、 さらに 1 ニンが、 艦を伴って、 六人になっていた。 国後島で日本側に捕らえら 該当者を探すことにしたと カ バムチ 国後に来航し ッ 対策を検討した ツ カ か したのが らオ ホ

たせ、なおこの六人とゴローニンらとの交換を口頭で伝えるように依頼したという。六人はもちろん番所に 文化九年八月のことである。 リコルドは、まず与茂吉ら六人を上陸させ、 ゴ ローニンの安否を問う一書を持

留められて、取調べを受けることになり返答はなされなかった。

高田屋嘉兵衛といい、この時期の日露両国間の緊張した場面に、神戸にかかわる船乗りが二人まで奇しくも させたが、結局帰艦せず目的を果たすことができなかった。そのため別に日本船を拿捕しようとしたところ 行はすでに落命したと告げる。しかしリコルドはなおその確かな証拠を求めようとして、かれを再度上陸 たまたま高田屋嘉兵衛の乗った観世丸が行きあうことになるのである。こうして歓喜丸の与茂吉といい、 コルドは、ついで五郎次にも同様安否を知らせるよう依頼して上陸させたところ、五郎次は帰艦して、

とであったという。 り調べられた。 与茂吉らはその後松前に移され(十月十七日着)、さらに江戸に送られて、幕府の厳重な監視のもとに再び取 取調べが終わって、それぞれ出身地の領主に預けられることになったのは、 与茂吉は御影村を領する代官辻甚太郎の屋敷にいったん預けられ、同月二十五日江戸を 翌十年五月のこ

出発している。

交錯することになった。

力丸の漂流 もう一例は、 大石村松屋八三郎所有の栄力丸である。栄力丸は、千五百石積みの樽廻船でやはり上方~ 偶然にもペリー来航の端緒となった、 嘉永三年十月志摩大王崎沖で遭難 した

沖船頭万蔵ら一七人が乗り組んでいた。

伊勢沖

能だと諭され

小麦粉などを積んで、 も舵を損じて防ぎきれなくなり、 までは順風であったが、二十九日志摩半島大王崎沖まで来て、 折よくアメリカ商船オークランド号に遭遇、 サンフランシスコへ航行中であったので、 帆柱を切り倒して転覆を防いだという。 救助されることになった。 その夜激しい風雨にみまわれ、 救助された一行もそのままアメリカへ護送 以後五〇日ほど太平洋上を漂流 オークランド号は、 栄力丸の場合 砂糖 茶

岸の ス 受けたのが東インド艦隊司令長官ペリーであった。 の漂流者の送還こそ好機会と考えて、漂流者送還を糸口に日本への使節派遺を決定したのである。 八四六)の東インド艦隊司令長官ビッドルの対日交渉不成功以来、行き詰まっている状況を打開するのに、こ コからは、セントメリー号が一七人の漂流者を乗せて、嘉永五年二月 (一八五二) に、ペリー自身は大西洋 翌年二月サンフランシスコへ到着した一行から、 ノ 1 フォー クを一八五二年十一月にそれぞれ出航して中国に向かった。 日本行きの艦隊編成は中国到着後として、 帰国希望の要請を受けたアメリカ政府は、 サンフラン 弘化三年

じ漂流民で、モリソン号に誘われて帰国に失敗した日本人に会い、 役でもあったトーマスに誘われてアメリカへ旅立っていった。 寄港したとき死亡し、 香港に到着したあと、彦太郎 (後のジョセフ=ヒコ)・治作・亀造の三人が、一 残った一行は、 アメリカ軍艦での帰国などはとても不 香港でたまたま力松とい 行の世

日本へ送還されると聞いて喜びのうちに乗艦した一行のうち、まず最も年長の船頭万蔵が、

途中

ハワ

イに

モ IJ ソン号というのはイギリス船籍で、 7 メリカ人チャ] ル ス 11 丰 ングが漂流者送還を名目に日本 、の来

航を試みた船である。 や文化五年のフェートン号事件などで硬化した幕府が、 文政八年 (一八二五) 無二念打払令 (天保十三年の薪水 給与令で廃止)を出し、外国船への発砲をみとめていた時期にあたっていたので、浦賀でも山川でも砲撃を受 その来航が天保八年(一八三七)で、さきに起こった文化三年択捉へのロシア人の襲撃

交のある中国の船で帰国することに決心し、艦長の説得に対しても、日本へは帰らないと偽って下艦してし はなく、アメリカと日本にはまだ国交が開かれていなかった。その後一行の乗艦サスクェ 港したとき、 けて、上陸はおろか入港さえできなかった。 一行が力松から話を聞いた頃にはすでに打払令は廃止されていたが、 ただ一行のうち千太郎だけは艦に留められ、漂流民送還の糸口にするはずのペリー艦隊には、 同じモリソン号に乗っていた音吉からも勧められ、一行はついに音吉の世話に頼って日本と国 幕府のいわゆる鎖国政策には変わり ハナ号が上海に入 予定

に知らせ、引き合わせたが、千太郎はただ平伏するのみで、結局は下艦することを拒んだという。こうして のことには何も触れなかった。 リー艦隊による日本漂流民の送還は、 嘉永六年六月、ペリーは浦賀に至り、幕府に対して大統領の親書を受領するよう要求するが、 ただ翌年再来の時、ようやく事のついでのように千太郎のことを幕府側役人 初期の計画に反して一七人のうちのただの一人も実現しなかったこ 漂流民送還 の一七人中一人だけが残される結果となった。

およそ一年数カ月、 Ŀ |海に残った一行は、その後音吉の世話で日本へ出航する中国船の港である乍浦に移り、便船を待つこと この間に岩蔵が失踪し、 ようやく嘉永七年七月中国船源宝に乗り込み帰国の途につくこ

け、十一月二十三日まで留め置かれたという。

日長崎に帰りついて上陸したのは、神戸村の長介・幾松ら九人であった。もちろん長崎奉行所で取調べを受 とができた。そして九州の山容を目のあたりにして潮待ちで滞船するうち、安太郎が病死、同年七月二十六

847